

工事請負契約書(案)

発注者である独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「発注者」という。）と受注者である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、下記の工事（以下「本件工事」という。）について、以下のとおり請負契約（以下「本契約」という。）を締結する。

記

件名 国立文楽劇場外回り改修工事

以上

第1条（総則）

- 1 発注者は、受注者に対し、本件工事を発注し、受注者は、これを受諾した。受注者は、本契約に基づく本件工事を完成し、発注者は、受注者に対し、第3条に定める対価を支払うものとする。
- 2 本件工事における詳細については、別紙の現場説明書、特記仕様書及び図面に定めるものとする。

第2条（注意義務等）

受注者は、独立行政法人たる発注者の特質を理解し、発注者の定めるサービスに関する規定等を遵守し、発注者の秩序、規律、風紀等を乱すことなく、善良な管理者の注意をもって本件工事に専念しなければならない。

第3条（請負代金）

- 1 本件工事の対価（以下「請負代金」という。）は、金〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額金〇〇〇〇〇〇〇円）とする。
- 2 受注者は、第11条の引渡し後、請負代金の請求書を発注者に送付する。
- 3 発注者は、受注者に対し、請負代金を、前項の請求書を受領した日から40日以内に、発注者受注者間で合意した銀行口座に送金して支払う。ただし、振込手数料は発注者の負担とする。
- 4 発注者及び受注者は、本契約が途中で終了した場合、当該終了時点までに受注者が既に行った工事の結果のうち可分な部分の給付によって発注者が利益を受けるときは、受注者は、その利益の割合に応じた請負代金を請求することができる。なお、発注者は受注者に対して、請負代金の算定に必要な資料等の提出を求めことができ、発注者及び受注者は、当該資料等に基づき協議を行うものとするが、協議が整わない場合には、発注者の判断において請負代金を定めることができる。

第4条（完成期限）

本件工事の完成期限は、令和3年3月19日までとする。

第5条（契約保証金）

受注者は、発注者の会計規程第26条に基づく契約保証金として、〇〇〇〇〇〇〇〇円を納付する。ただし、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第6条（施設等の使用）

- 1 発注者は、本件工事の遂行に必要な施設及び設備を、受注者に無償で使用させることができる。
- 2 受注者は、前項の施設及び設備を、善良な管理者の注意をもって使用するものとし、受注者又は受注者の使用人が故意又は重大な過失によりこれを滅失又は毀損したときは、弁償の責めを負うものとする。

第7条（使用人に関する受注者の責任）

受注者は、受注者の使用人（受注者の下請業者及びその使用人を含む。以下同じ。）が本件工事に関連して行う業務上の行為については、すべて責任を負うものとする。

第8条（請負代金内訳書及び工程表等）

- 1 受注者は、本契約締結後、遅滞なく請負代金内訳書及び工程表を作成し、発注者に対して提出するものとする。なお、工程表については、発注者の口頭又は書面（ただし、電子メールその他の電磁的記録を含む。）による承認を受けるものとする。
- 2 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 受注者は、本件工事の遂行について、必要に応じて官公署に対する許認可の申請及び必要な諸届出等を行う。ただし、受注者が申請又は諸届出等を行うに際し、発注者の協力等を必要とする場合は、発注者はこれに応じなければならない。

第9条（中間報告）

- 1 発注者は、必要がある場合には、受注者に対し本件工事の遂行状況について書面又は電磁的記録による報告を求めることができる。
- 2 発注者は、前項の報告により必要があると発注者が認める場合は、受注者に対して本件工事の遂行についての指示を与え、改善を求めることができる。

第10条（工事完成通知及び検査）

- 1 受注者は、本件工事を完成した後、速やかに工事完成通知書を作成し、これを発注者に提出するものとする。
- 2 発注者は、工事完成通知書を受領した日から14日以内に、本件工事に基づく完成物（以下「本件完成物」という。）が本契約の内容に適合しているか否かを検査し、その結果を口頭又は書面（ただし、電子メールその他の電磁的記録を含む。）により、受注者に対して通知する。
- 3 発注者は、前項の検査のため必要に応じて受注者に対して本件完成物の説明及び関係資料の提出を求めることができる。
- 4 受注者が第2項の検査に合格しない場合、受注者は、直ちにこれを修補し、再度第2項の検査を受けるものとする。

第11条（引渡し）

- 1 受注者から発注者への本件完成物の引渡しは、前条第2項の検査に合格した時をもって完了したものとする。
- 2 本件完成物の所有権は、引渡しにより受注者から発注者に移転する。

第12条（危険負担）

- 1 本件完成物について、第10条第2項に定める検査が完了する前に滅失、損傷、変質その他の損害（以下「滅失等」という。）が生じた場合には、当該滅失等は、発注者の責に帰すべき事由によって生じた場合を除き、受注者の負担とする。
- 2 本件完成物について、当事者双方の責めに帰することのできない事由によって滅失等が生じた場合、発注者は受注者に対して、請負代金の支払いを拒むことができる。

第13条（契約不適合責任）

- 1 発注者は、引き渡された本件完成物が、その種類、品質又は数量等に関して本契約の内容に適合せず、かつ、それが第10条第2項に定める検査でも発見できないものであった場合（以下「契約不適合」という。）には、受注者に対し、本件完成物に係る修補、部品交換、代替品若しくは不足分の引渡し（以下、総称して「履行の追完」という。）又は代金の減額のうちから一つ又は複数の手段を選択し、請求することができるものとする。なお、発注者は、受注者に対して代金の減額を請求する場合には、事前に相当の期間を定めて履行の追完の催告をすることを要しない。
- 2 契約不適合が発注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、発注者は、前項の規定による履行の追完及び代金の減額の請求をすることはできない。
- 3 第1項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げるものではない。

- 4 発注者は、契約不適合を発見したときは、当該契約不適合を発見した日から1年以内にその旨を受注者に対し書面により通知しなければ、当該契約不適合を理由として、前三項に定める履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができない。
- 5 本契約においては、商法第526条及び民法第562条第1項ただし書は適用しない。

第14条（事故）

受注者の使用人が、発注者の施設内においてなす業務上の行為はすべて受注者の責任とする。また、受注者の使用人が業務上負傷し、又は死亡した場合は、すべて受注者の責任とする。

第15条（原状回復）

受注者が発注者の設備その他を毀損又は滅失したときには、直ちに発注者に報告するとともに、その毀損又は滅失が受注者の故意又は過失によるときは、受注者の負担において原状に回復するものとする。

第16条（秘密保持）

受注者は、本契約の締結及び本件工事をなすに当たって知り得た発注者の業務上の一切の情報を第三者に開示・漏洩せず、又は本契約以外の目的に利用してはならない。本契約期間終了後においても同様とする。

第17条（契約の解除）

- 1 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合において、発注者が14日以上の期間を定めて当該状態の修補を受注者に書面で求めたにもかかわらず、受注者が当該状態を修補しないときは、受注者の帰責事由の有無にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 正当な理由なく本件工事を行わない、又は行う見込がないと発注者が認めたとき。
 - (2) 前号のほか、受注者がこの契約条項に違反したと発注者が認めたとき。
- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、受注者に次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、受注者の帰責事由の有無にかかわらず、何らの催告を要することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
 - (1) 監督官庁より営業の取消又は停止等の処分を受けたとき。
 - (2) 会社更生、民事再生手続、破産の申立てをなし、又は申立てを受けたとき若しくは銀行取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てがあったとき、若しくは租税滞納処分を受けたとき。

- (4) 合併に依らない解散又は営業の全部を第三者に譲渡したとき。
 - (5) 前各号以外に財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
 - (6) 発注者に重大な危害又は損害をおよぼしたとき。
 - (7) 発注者の信用を著しく毀損したとみなされるとき。
 - (8) 受注者が、第10条第2項の検査に合格せず、直ちに修補等をしなければ発注者が本契約の目的を達成することが困難なことが明らかなきとき。
 - (9) 民法542条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる場合
 - (10) その他上記各号のいずれかに準ずるとき。
- 3 発注者は、前二項の解除をした場合にも、受注者に対して、生じた損害の賠償を請求できるものとする。また、発注者は、受注者に対して、既に支払った代金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

第18条 (反社会的勢力の排除)

- 1 発注者及び受注者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」という。）であること。
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 発注者及び受注者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを保証する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

- 3 相手方が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとする。
- 4 前項の規定により本契約を終了した場合、相手方に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとする。

第19条（契約が解除された場合等の違約金）

- 1 第17条の規定により本契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

第20条（損害賠償）

受注者は、本契約の定め反して、発注者に損害を与えた場合には、発注者が被った損害を賠償しなければならない。

第21条（談合等不正行為があった場合の違約金等）

- 1 受注者又はその役職員が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取

り消された場合を含む。)、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 本契約に関し、受注者又はその役職員の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 受注者は、本契約に関して、第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

第22条(遅延利息)

受注者が、発注者に対し、本契約に基づく違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年6パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第23条(債権譲渡の禁止)

受注者は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、発注者の事前の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせ、又は担保に供してはならない。ただし、受注者が、本契約によって生じる権利を、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して譲渡する場合にあっては、この限りではない。

第24条（不可抗力）

発注者及び受注者は、地震、台風、津波その他の天変地異、戦争・内乱・暴動、テロ行為、重大な疾病・感染症、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故その他自己の責めに帰すことのできない不可抗力により、契約の全部又は一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行が発生した場合、その責任を負わない。ただし、当該不可抗力により影響を受けた受注者は、当該不可抗力による履行遅滞、履行不能又は不完全履行の影響が軽減されるよう合理的な最善の努力を尽くすものとする。

第25条（合意管轄）

発注者及び受注者は、本契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

第26条（協議事項）

- 1 発注者及び受注者は、本契約書に定めのない事項については、文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年1月6日文部科学省訓令第22号）別記第一号工事請負契約基準に則り、誠意をもって協議のうえ解決する。
- 2 発注者及び受注者は、前項の協議を行う場合であって、相手方の求めがあるときには、当該協議を行う旨の合意を書面又は電磁的記録にて行うものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、発注者受注者記名押印のうえ各1通ずつを保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号
独立行政法人日本芸術文化振興会
分任契約担当役
国立文楽劇場部長 中島 敏隆

受注者